

### 第3回赤穂市特別職報酬等審議会会議録

1 日 時 令和5年11月29日（水）10：00～10：30

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

- (1) 会 長 加藤 明  
会長職務代理 矢野 英樹  
委 員 目木 敏彦、井上 昭彦、永安 弘、花房 賢司、大田 美千代  
(2) 事務局 岸本総務部長、末井人事課長、庵原人事係長、木村主査

4 会議の概要

- (1) 開 会  
(2) 会長あいさつ  
(3) パブリックコメントの実施結果  
(4) 答申書（案）について  
(5) その他  
(6) 閉 会

事務局 定刻になりましたので、ただ今から第3回赤穂市特別職報酬等審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、本日、眞殿委員、高田委員、林委員より所用のため欠席する旨、連絡を受けておりますので、ご報告をさせていただきます。それでは進行につきまして、加藤会長よろしくお願いたします。

会長 皆さん、おはようございます。

(一同挨拶)

会長 8月末以来の開催となりましたが、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、前回の協議結果を踏まえて事務局においてパブリックコメントを実施していただきましたので、その結果報告と、最終的に市長への答申を決定していきたいと思えます。

委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、事務局から、パブリックコメントの実施結果について、説明をお願いします。

事務局 第2回審議会の協議結果に基づきまして、10月10日から11月9日

までの31日間パブリックコメントを実施いたしました。

ホームページへの掲載のほか、各地区公民館及び市役所内におきまして、紙による資料の閲覧というかたちで実施をいたしました。結果、パブリックコメントに対してのご意見はありませんでした。

会長 事務局からの説明でパブリックコメントは特になかったということですが、この件について、何かご質問等があればお受けします。

委員 市民の方はあまり関心がなかったのではという気がします。審議会で我々が議論した結論が妥当だったのかとも思います。

委員 匿名の掲示板等ではコメントは多くありましたが、パブリックコメントでの意見はありませんでした。方法としてパブリックコメントを実施することは問題ないと思います。不満はもちろんあるのだと思いますが、匿名のコメントを拾い上げる必要はないと思います。

委員 様々な案件があると思いますが、平均すると市で実施するパブリックコメントに対する意見はどのくらいあるのでしょうか。

事務局 意見がないことのほうが多いです。意見があっても2、3件です。

委員 パブリックコメントに対するハードルが高いということはありませんか。

事務局 そのようなことはありません。

委員 パブリックコメントをするにあたって、住所と名前を記入しないとけないのでしょうか。

事務局 そうです。ただ、意見の公表の段階では匿名となります。

会長 よろしいでしょうか。他にないようでしたら次に進めたいと思います。  
答申（案）について、事前にお配りしておりますので、ご覧いただいていると思いますが、改めて事務局より説明していただき、その内容について、何かございましたら、ご意見をお願いしたいと思います。答申案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、事前に郵送させていただいておりました答申書（案）をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、P1をお願いします。

審議結果について、5つの項目で記載しておりまして、

- 1 給料及び報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議長、副議長の報酬については、現行額に据置くことが適当であるとし、議員の報酬については、3%引上げることが適当である。
- 2 改定の実施時期、報酬の改定については、令和6年4月1日から実施することが適当である。
- 3 期末手当の支給月数、現行のとおり一般職（人事院勧告）に準じることが適当である。
- 4 答申の理由、(1)は、審議の背景及び経過を記載しておりまして、我が国の社会経済情勢や赤穂市の状況などを記載しております。

こちらは事前にご確認いただいていると思いますので、読み上げは割愛させていただきます。

(2) 検討内容と主な意見、本審議会では、特別職の給料及び報酬を審議するにあたり、現在、本市の厳しい財政状況に鑑みて市長等三役が自主的に行っている減額措置を行っていることについては参考とするが、審議は条例に規定する額で行うことを基本とした上で、主に下記の意見が開陳され、審議の結果、市長、副市長及び教育長の給料並びに議長、副議長については、現行額に据置くことが適当であるとし、議員の報酬については、3%引上げることが適当であるとの結論を得た。

主な意見ですが、委員から様々なご意見いただきまして、引上げや据置き、また引下げのご意見もありましたが、それらを取りまとめて掲載させていただきます。

- ① 今の財政状況を考えると良くなっている部分もあるが、依然として厳しく、市民感情を考えると特別職は据置きが妥当ではないか。
- ② 物価高騰で一般市民は大きな影響を受けていることを考えると、特別職の給料について減額が良い。
- ③ 人事院勧告では一般職員は2年続けて引上げとなっているが、その引上げ率を特別職にそのまま適用するには疑問がある。三役（市長・副市長・教育長）は財政状況が厳しいということで自主減額をされている中、引上げはしにくく、据置きが良い。
- ④ 三役（市長・副市長・教育長）は退職金もあるので、現状維持が良い。
- ⑤ 最近の人事院勧告はプラス改定であるが、特別職はこの間も据置いできたことを考えれば実質減であり、今回も据置くことが適当ではないか。
- ⑥ 人事院勧告や生活物価の高騰等を考えると、特別職全体として報酬等の引上げは妥当である。近隣市町と比較して、妥当性が取れる額に

増額すべきである。なお、最低でも相生市との差は解消すべきである。

- ⑦ 人事院勧告のほか最低賃金もプラス改定されるなど社会全体の賃金の状況は上昇傾向にあるが、現在の赤穂市の財政状況は先行き不透明なところもあり報酬の引上げは考えられないし、各職とも他市との相対比較をはじめ、社会状況などを総合的に考えれば据置きで良い。
- ⑧ 議員は退職手当もなく、落選しても失業手当も出ない。議長、副議長の報酬は据置きで良いが、若い人が選挙に出られるよう、議員の報酬は、今までの最高額であった平成8年度から平成15年度までの404,000円程度に戻してはどうか。
- ⑨ 若い方の初任給と議員の報酬を比べると、議員報酬は高いと思う。副業も可能で、一般職のように毎日勤務しているわけではないので上げる要素がない。
- ⑩ 議員の報酬について、最低でも相生市と同額となる3%引上げてはどうか。
- ⑪ 30代、40代の方が選挙に出られるよう議員の報酬は3%と言わず、5%でも上げるべき。ただし、議員報酬等の総額が変わらないよう定数の議論をしていただきたい。
- ⑫ 報酬を少し上げたところで、若い方は選挙に出るとは思えない。今後、さらに物価が高騰となれば魅力ある報酬額ではない。若い人に出てほしいのであれば議会で他の対策が必要ではないか。
- ⑬ 少しの報酬額の増加で若い人が選挙に立候補するのかわからないが、少しでも上げていかないと、いつまで経っても変わらないので、少額でも議員だけ上げるべきである。
- ⑭ 働き盛りの方が赤穂市を変えようと真剣に思ったとき、現在の議員報酬だけで生活するにはしんどいと思うので、議員定数が減るのであれば引上げて良いのかと思う。

それらの意見を踏まえまして（3）特別職の給料及び報酬の改定等について、

ア 市長、副市長及び教育長の給料について、市長、副市長及び教育長の給料は、本市の財政状況や近隣市の状況など総合的に判断し据置ることが適当である。

イ 議長、副議長及び議員の報酬について、議長及び副議長の報酬については、議会の代表として議員の中から選ばれるため、議員の報酬額とのバランスを考慮したうえで総合的に判断し据置ることが適当である。議員の報酬については、市政推進にあたり市の予算や条例等の審議に関して重要な役割を担い、市民の代表として選ばれた議員で構成される議会の役割は、益々重要となっており、若い方が議会活動に志を持てるよう、議会の活性化につながる多様な人材確保の面からも

一定の増額改定が必要であることから、本市のこれまでの報酬額の推移や近隣市の状況等を考慮し、増加率を3%とすることが適当であるという結論に至った。

(4) 付帯意見としまして、議員報酬の増額は、議会活性化の一助になると思われる。しかしながら、本市の財政状況等を鑑みるに、議員定数を減らし、その財源をもって報酬を増額させることが適当である。

そして、(5) おわりにとしまして、この答申を最大限尊重していただくよう要望して締めくくりとさせていただきます。

以上で、答申書(案)の説明を終わります。

会長                   ご意見があれば、どなたからでもおっしゃっていただきたいと思えます。

委員                   今回の答申は、厳しい赤穂市の財政状況の中で、単純に議員の報酬を3%上げるということではなくて、総額が増えない中で、なおかつ、若い方が選挙に出られるようにという後押しをしたいという想いです。

今回の答申のとおり実現すれば、来年の春から3%報酬が上がりますが、議員の定数削減は次の選挙になりますから、その間は支出が増えます。

そのため、議会改革及び自らの定数削減についての付帯意見をもう少し強い文言で記載する必要があると思います。ただ、従来の答申の中でも、今回ほどは踏み込んでいないと思いますので、そこは皆様の意見に従いたいと思います。

事務局               令和6年4月1日から3%引上げとなると、令和6年度の1年間で約370万円の支出が増加します。例えば、定数削減が令和7年4月の議会選挙後に実施されると、市の負担額は1年間で議員1人当たり、約820万円の減となります。この場合、令和6年度に370万円の支出が増りましたが、令和7年度以降については、現行よりも毎年820万円の減となります。

また、付帯意見として議員定数の削減を記載しておりますので、令和6年第1回定例会において、理事者側の提案方法としては、議員定数条例の改正案が提出されないと、報酬増額の改正案を提案することはできないと思います。

委員                   我々は答申をするところまでで、その先は議会の皆様へ任すしかありません。

会長                   他にご意見ありますか。ないようでございますので、この内容でもって

答申とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

事務局 申し訳ありませんが、最終の答申書につきましては、内容を変えることはありませんが、簡易な修正をさせていただくこともありますので、その点について事務局に一任していただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

会長 それでは、基本的にはこの内容でもって答申とさせていただきます。事務局に確認しますが今後のことについて、市長への答申はどうなりますか。

事務局 できれば会長と職務代理のお二人で市長に答申書を渡していただければと考えております。議会日程との関係もありますが、義士祭の前を考えております。

会長 具体的にはいつがよろしいでしょうか。

事務局 市長の日程から12月4日の13時30分はいかがでしょうか。

会長 わかりました。それでは、12月4日の13時30分に、私と職務代理の矢野委員の2人で市長に答申書をお渡しするというので、よろしくお願ひしたいと思います。他に何かございませんか。

ないようでしたら、最後に私のほうから、皆さんに一言お礼を申し上げたいと思います。

7月27日に市長より諮問を受け、本日まで3回の会議を開催させていただき、本日無事に答申をまとめることができました。

特に第2回の会議では、皆さんからお一人ずつご意見を頂戴するなど、非常に充実した、有意義な議論のもと、審議会の総意として適切、妥当な結論が得られたものと思っております。

皆さんからいただきましたご意見につきましては、市長への答申の中にも盛り込まれておりますので、市長に対しても今後の参考に是非していただきたい旨伝えたいと思います。

最後になりましたが、円滑な議事進行にご協力をいただき、改めてこの場をお借りし、厚くお礼申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。